

令和3年度 第3回

青梅市教育委員会定例会会議録

日 時 令和3年6月16日(水)午後1時30分
場 所 青梅市役所3階教育委員会会議室

第3回青梅市教育委員会（定例会）議事日程

会 期 令和3年6月16日（水）1日間

場 所 青梅市役所3階教育委員会会議室

日 程

- 1 教育長開会および開議宣言
- 2 会議録署名委員の指名
- 3 教育長報告事項
- 4 協議事項
- 5 議案審議
議案第6号 青梅市教育委員会いじめ問題対策委員会委員の委嘱について
議案第7号 青梅市図書館運営協議会委員の委嘱について
- 6 教育長閉議および閉会宣言

教育長報告（再掲）

- 1 平成2年度就学相談実施結果について（学務課）
- 2 第17回青梅市小・中学生の主張大会開催要項について（教育指導担当）
- 3 第17回青梅市小・中学生の主張大会実行委員会設置要項について（教育指導担当）
- 4 令和3年度青梅市教育委員会伝統文化奨励表彰実施要項について（教育指導担当）
- 5 第18回おうめ子ども俳句コンテスト実施要領について（社会教育課）
- 6 令和3年度青梅市芸術文化奨励賞表彰の実施について（社会教育課）
- 7 諸報告
 - (1) 委員会等会議録
 - ア 青梅市図書館運営協議会会議録（社会教育課）
 - (2) 事業等の実施予定について
 - ア 生涯学習事業実施予定について（社会教育課・文化課）
 - (3) 事業等の実施結果について
 - ア 生涯学習事業実施結果について（社会教育課）
- 8 青梅市教育委員会事務委任規則第3条にもとづく専決処分の報告について（指導室）

協議事項（再掲）

- 1 東京2020大会における児童・生徒の競技観戦にかかる配券割当について（指導室）
-

出席委員	教 育 長	岡 田 芳 典
	教育委員会委員	大 野 容 義
	教育委員会委員	稻 葉 恭 子
	教育委員会委員	榎 本 淳一郎
	教育委員会委員	百 合 陽 子

出席説明員	教 育 部 長	浜 中 茂
	教育総務課長	芥 川 純一郎
	学 務 課 長	榎 戸 智
	指 導 室 長	手 塚 成 隆
	教育指導担当主幹	梶 井 ひとみ
	学校給食センター所長	中 村 浩 二
	社 会 教 育 課 長	和 田 宏
	文 化 課 長	北 村 和 寛
	美 術 担 当 主 幹	田 島 奈都子

書 記	教育総務課庶務係長	須 崎 満
	教育総務課庶務係	渡 辺 雅 哉

午後1時30分開会

日程第1 教育長開会および開議宣言

【教育長（岡田）】 本日の定例会には、教育長および委員4名が出席しておりますので、本会議は成立いたしました。

これより、令和3年度第3回青梅市教育委員会定例会を開会いたします。

本日の会議を開きます。

【教育長（岡田）】 初めに、傍聴についてお諮りいたします。

ただいま、新町の〇〇さん他3名の方から傍聴のお申し出がありました。教育長として傍聴を許可したいと思います。ご異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

【教育長（岡田）】 ご異議ないものと認め、傍聴を許可いたします。

〔傍聴人入場〕

【教育長（岡田）】 傍聴の方に申し上げます。お手元の傍聴券にお守りいただくことが記載してございますが、写真撮影、録音につきましても会議の妨害となりますので、行わないようお願いいたします。

日程第2 会議録署名委員の指名

【教育長（岡田）】 次に、会議録署名委員の指名を行います。

本日の会議録の署名委員には、榎本委員を指名いたします。

【委員（榎本）】 はい、わかりました。

【教育長（岡田）】 次に、令和3年4月14日開催の令和3年度第1回定例会および5月12日開催の第2回定例会の会議録につきましては、個別に送付させていただき、それぞれご覧いただいておりますので、よろしければこの場でご承認いただきたいと思います。ご異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

【教育長（岡田）】 ご異議がないようでございますので、令和3年度第1回定例会および第2回定例会の会議録につきましては、ご承認いただいたということにさせていただきます。

【教育長（岡田）】 次に、本日の議事進行につきまして、教育長報告事項8につきましては、議事の都合上、本日審議される案件の最後に行います。

日程第3 教育長報告事項

【教育長（岡田）】 それでは、教育長報告事項から始めます。まず初めに、委員の皆様から報告を頂戴したいと思いますのですが、どなたかございますか。

【委員（大野）】 コロナ禍における学校教育などについての話は、ほかの方や、この後の協議で出てくると思うので、ちょっと違う視点から紹介したいことがあります。

何年か前から学校だよりを私たち教育委員に全校から送っていただくようにしています。それをいつも楽しみにしているのですが、今回送っていただいた学校だよりの中で、校長先生や副校長先生から保護者へエールを送るような記事がありましたので、紹介したいと思います。

1校目は、河辺小学校の関谷校長先生が、子どもの成長発達段階にあわせた子育てについてインディアンの子育て4訓というのを紹介していました。1番、乳児はしっかり肌から離すな。2番、幼児は肌を離せ、手を離すな。3番、少年は手を離せ、目を離すな。4番、青年は目を離せ、心を離すなと。その中で、発達段階に応じて親が子どもから少しずつ離れていくことの大切さについて書いておられます。保護者はこれを読んで大変参考になると思いました。

2校目は、第四小学校の岡田副校長先生です。我が子の成長について悩む親へのメッセージです。自閉症スペクトラム症（ASD）の息子さんが育っていく中で、自分にとっての当たり前が相手にとっては違うかもしれないという気づきがあったと。ふだんから私たちは、こんなこともできなくて落ち込むことが多い。しかし、できていることもいっぱいある。それをお互いに見つけて称え合った方が希望を持てる。他者とのつながり、お互いの違いを認めることの重要性、というようなことをお書きになっています。親は悩みがないようで悩んでおられるわけですので、それでいいのだと。こういう学校からのメッセージは勇気づけられると思います。

最後に、第七小学校の森田校長先生は、我が子のありのままを肯定的に育てて自己肯定感を高めるということの大切さについてお書きになっています。どうせ自分なんてと自己肯定感が低い子が多い。これは強い劣等感のあらわれである。とにかくどんな形でもいいから優越感を持ちたいという欲求そのものがいじめの原因になっていたりする。子どもたちに健全な自己肯定感を高める。褒めてあげて、大切にされているという感覚、これがすごく大切ですよとのメッセージが書かれています。

学校だよりを通じて、保護者の方たちに校長先生の教育に対する考え方が伝わっていくということは、大変いいことだと思います。これからもさらに、各学校の学校だよりを充実させてほしいなというふうに考えています。

以上です。

【委員（稲葉）】 ワクチン接種がどんどん進んでいるのですけれども、先生方へのワクチン接種が進んでいるのかどうかというのを考えました。幼稚園・保育園、小学校、中学校、今は高齢者と併用しているような感じですけど、ぜひ青梅市の幼稚園・保育園、学校の先生方にワクチンが打てるような施策をしていただければいいなとすごく思いました。

幸いにして私も運がよくて、2回目も済んでおります。副反応もいろいろな情報がありまし

て、40代、50代、60代の方は副反応が三、四日続くみたいなので、その辺のところを情報公開しながら、働き盛りの先生方に受けていただいて、安心して教育活動をしていただければいいなと思っております。

あと2件あります。1つは、ヤングケアラーのことがこの間から厚労省で話題になっています。私は、前からヤングケアラーの調査をしないといけないということを提案しています。青梅市でいじめの調査と同じようにヤングケアラー調査をして、調査するだけではなくて、そのサポートをどんな体制でするかをきちっと考えておかないといけない、つくっておかないといけないと思います。今、朝ドラで「モネ」というのをやっていますが、震災で生きる希望を失った漁師のお父さんをケアしているのが若い息子なので、その息子のサポートというのがとっても大事だなと思っております。

それから、いじめ等で不登校になった子の親御さんと話をする機会がありました。いろいろな親御さんと話をして、子どもが先生に相談しに行くことが一番大事だなと思いました。子どもは先生を信じて自分の窮地を話しているときに、先生がその子どもの声にしっかりと傾聴しているかどうか。まずそこが一番大事なと、親御さんの話を聞いて思いました。お仕事大変忙しいかもしれませんが、子どもは先生を信頼して話をしていますので、そこは丁寧に子どもの心に寄り添って聴いていただけると次のステップが進みやすいし、ケアも、サポートもしやすくなって、重篤になるまではいかないのかなということ、数人の親御さんと話をして感じたところです。

以上です。

【教育長（岡田）】 1点目の先生方の接種の件ですけど、今青梅市も65歳以上の予約が少しずつ進んでいる中で、市長からまずは学校の養護教諭、それから保育園・幼稚園の教諭ということで、子どもたちと直に接する先生方の優先接種、その後に教職員という話がありました。順番だと65歳以上、その後既往歴がある人とか、年齢が下がっていきますけど、その中で市内の小・中学校、保育園・幼稚園の先生方を優先しようかという動きは出ておまして、健康課の方でも検討していると思います。職域接種も始まっているようですので、早く接種できるようになればいいなと思っています。

【委員（榎本）】 前回、定例会を欠席しましてご迷惑をおかけしました。その顛末としましては、新型コロナワクチン接種の2回目だったのですけれど、朝から気分がフワフワするような感じがして、リンパ、歯の後ろあたりに痛みがあって、これは感染症の疑いもあるのかなというふうに判断して、コロナワクチンの接種を延期させていただきまして、次の日の定例会も欠席というご連絡をいたしました。次の日になったら調子は元に戻ってしまして、定例会も出られたのですが、その後に感染がわかったりするとご迷惑をおかけするというので欠席させていただきました。こういう場合に、リモートで出席できると、ハードルがすごく下がると思いますので、ぜひ検討をしていただきたいというふうに思いました。

それから、昨日、成木小学校にお伺いして、久しぶりに児童の元気な様子が見られました。

先ほどお話があったようにワクチン接種が始まったということで、副反応を気にされていた養護教諭へアドバイスを少しさせていただきました。

それから、ワクチン接種が進むにつれて看護師の需要がとても高まっています。移動教室でも看護師さんの引率も必要となるので、その確保について少し心配されていました。その辺も教育委員会でやっていただけるといいのかなというふうに思いました。

以上です。

【委員（百合）】 6月12日（土）、泉中学校の運動会の日だったので、最初に校長先生へ電話をして許可を得て、短い時間でしたけれども観に行きました。暑くなるかもしれないということで、近くにある青峰学園と都立青梅総合高校にテントを貸してもらう許可をいただいて、8台くらいのテントが生徒用に組み立てられていました。青峰学園のテントは、生徒さんがリヤカーを使って泉中学校まで2往復もして運んでくれたそうです。周りの協力もありまして無事、運動会は開催されたとのことでした。

競技は、昨年9月と同じように個人競技だけでしたが、生徒が精一杯走って楽しそうな姿とか、それを観戦している保護者も嬉しそうにしているのをみて、小規模でも運動会などの行事が開催できてよかったなと思いました。

以上です。

【教育長（岡田）】 75歳以上からということではなかなか順番が来ませんでしたが、私も今週ようやくワクチン接種をしました。中には、大手町などの遠い会場で接種される方もいるみたいですが、私は近くの会場で1回目を打ちました。私は67歳ですけれど、周りの友人に聞くと、大体1回目の接種を終えていました。

それから、6月議会が6月10日から始まりまして、9名から教育委員会関係の一般質問がありました。タイトルだけお伝えしておきます。詳しいことはまた後日ご報告いたします。

「市内小・中学校におけるいじめ重大事態事件の根絶について」、「市内小・中学校のICT化について」、「修学旅行等が中止になった場合の代替行事について」、「戦争体験集の発刊について」、「青梅市の文化財保存と活用について」、「緊急事態宣言下における学校施設の開放のあり方について」、「コロナ禍での奨学金について」、「性的指向の少数者の人権を守る取組について」、「コロナ禍の学校運営について」、「市内児童・生徒のオリンピック観戦計画は中止の決断を」、「コロナ禍における市の施策について～文化庁長官メッセージから」最後に「デジタル教科書の導入等について」、これはデジタル教科書とあわせて先生方の朱書本を全員の先生に配付できる予算の拡充をという要望をいただきました。

詳しいことはまた後日、教育委員会で報告させていただきたいと思います。ICT絡みとコロナ禍における全般的な学校運営、文化行政に対する質問が多かったなというふうに感じました。

次に、教育総務課長から順に現況報告などについて簡単に説明をお願いいたします。

【教育総務課長（芥川）】 教育総務課からは2点ご報告申し上げます。

1点目は事務事業評価の関係でございます。令和2年度の事務事業評価につきましては、現在教育委員会内においてその評価を進めているところでございます。来週6月23日には、前回の教育委員会でご承認いただいた有識者をお迎えして第1回目の有識者会議を開催予定です。例年、有識者の方々から指摘事項を受けまして、評価方法につきましては、少しずつではありますが改善すべく努めているところでございます。事務局といたしましても、皆様のご協力をいただきながら、よりわかりやすい評価を目指して完成させてまいりたいと考えております。

この事務事業評価につきましては、後日教育委員の皆様にもご意見等を伺わせていただいて、後の教育委員会にてご協議いただく予定となっております。よろしく申し上げます。

2点目は学校施設整備の関係です。最優先で整備を進めております小・中学校のトイレ整備および特別教室等空調機整備の工事です。昨年度はコロナの影響もありまして、契約時期が若干遅くなった工事もありましたが、今年度につきましては順調に進んでおります。トイレ工事は小・中学校4校、空調工事は小学校7校で予定されておりますが、本日まですべての工事で業者が決定しております。今後は、業者、市長部局の総務部施設課とともに各工事内容等を説明して、ご協力いただきながら進めてまいります。

教育総務課からは以上です。

【学務課長（榎戸）】 学務課からは2点ご報告申し上げます。

先ほど稲葉委員からお話がありましたワクチンの関係でございます。学校ではまず養護教諭に対して、医療従事者に準ずる優先対象という扱いをして、市内の開業医の方に、6月11日（金）希望者へ接種していただいたところでございます。ただ、他の教員などにつきましては、まだ管理職も含めて話は出ていない状況でございまして、現状では養護教諭のみを対象としたワクチン接種を実施したところです。

2点目としては、先ほど榎本委員からオンラインの話がありましたが、前回の近況でお話しした就学支援委員会をオンラインにて開催いたしました。教育長にパソコンに向かってご挨拶いただき、会議を進めさせていただきました。会議は無事に終了いたしまして、特に問題なかったのですが、参加いただいた委員の校長先生から、人数が多くて画面が幾つかに分かれてしまうので、発言していない人がそれを聞いたときの様子とかは少し読み取りにくいという意見がございました。次回から子どもの審議にあたるところで、例えば子どもの状況を話したときに、専門家の心理の先生、医師の先生がどういう反応をされるかというのは、できれば対面で見たいなというご意見もありまして、オンラインへの完全な移行は難しいというふうに感じたところでございました。

学務課からは以上です。

【指導室長（手塚）】 指導室からは2点ご報告申し上げます。

5月31日までの緊急事態宣言が6月20日まで延びるということになりましたので、その対応をしたところです。前回の緊急事態宣言と今回の緊急事態宣言で変えたところは、一つは

運動会において参加者は1名まで可能ということにしました。また修学旅行や移動教室等を実施する場合は、現地の感染状況を十分確認した上で、現地が緊急事態宣言の地域に値しない場合については実施可能という形にしています。これに伴いまして、6月20日から2校の学校が日光への移動教室を実施することになっています。

もう一点は、水泳指導の実施についての通知発出を見直しました。当初6月の中旬頃から水泳指導の実施をお願いしていたところですが、緊急事態宣言中は水泳指導の実施はしないという形で、緊急事態宣言が明けた後は水泳指導を実施する形になります。ただし、今までどおりというわけにはいきませんので、かなりの感染対策をそれぞれの学校が十分実施した上で実施するという形になっていくという形になっております。

指導室からは以上です。

【教育指導担当主幹（梶井）】 教育指導担当からは2点ご報告申し上げます。

まず1点目は、本日配付させていただいております「指導主事学校訪問記録No.1」というものがございます。指導主事では時間を見つけて各学校の研修会ですとか授業等を見にいっております。その中で、主に写真を使って報告をつくるようにということを今年度からやっております。これは第1回目で第一中学校に行った記録でございます。このときは特にICTの教育推進校ということで、それを活用した様子を写真に撮っていただいて、各学校でも共有をしておるところです。また今後教育委員の皆様にも、こういった情報提供をさせていただければと思っております。

2点目でございます。もう1枚お配りしております「青梅型コミュニティ・スクール」、教育委員の皆様にはカラーのものをお配りしております。今年度、第六中学校がコミュニティ・スクールのパイロット校としてスタートしたところでございます。担当者がチラシもつくって、これから地域・保護者の方に理解を進めていくということで考えております。今回、第1回の学校運営協議会の方には、私も参加させていただいて、コミュニティ・スクールの説明等させていただいたところです。その報告が第六中学校の学校だよりに記載されていたかと思えます。今後、7月にあります保護者会ですとか、その後自治会長さんの集まり等にも参加して、コミュニティ・スクールについて説明をし、理解を求めるところで進めているところでございます。

以上です。

【学校給食センター所長（中村）】 給食センターからご報告申し上げます。

今年度につきましては、4月当初から平常どおりの給食を提供できている状況です。しかし、緊急事態宣言の延長がありまして、学校行事の延期・中止等で給食の変更がかなり多かったという状況がありました。

また、最近、魚の骨をうまく取り除けない児童が増えているという報告がありましたので、6月の食育月間にあわせまして、食べられる魚はどんなものだとか、骨に気をつけよう、という内容のチラシを各教室に貼ってもらうように、学校へ配付をさせていただいたところござ

います。

新学校給食センターの整備につきましては、土地の利用状況の調査として、周辺の昔から住んでいる方に聞き取りをしております、土管工場、民間の給食センター工場があったということです。

それから、昨年度は実施できなかったのですが、6月中に小学校1校が、調理場の見学に来ていただけるということで、楽しみにしているところでございます。

報告は以上でございます。

【社会教育課長(和田)】 社会教育課からは、緊急事態宣言の関連で1点ご報告申し上げます。

先ほどもお話がありましたが、4月25日から5月31日までの予定であった緊急事態宣言が、6月20日までに延期となりました。それに伴いまして、5月31日までは中央図書館およびネッツたまぐーセンターについては臨時休館という対応をしておりますが、6月1日から6月20日までににつきましては、中央図書館については60分、分館については30分閲覧ができるようにしています。ネッツたまぐーセンターについては、夜8時までの貸出を許可する対応としております。

社会教育課からは以上です。

【文化課長(北村)】 文化課につきましても、社会教育課と同じように、緊急事態宣言は未だ継続しておりますが、美術館と吉川英治記念館については5月15日から開館しております。その後、郷土博物館につきましても6月1日から開館しております、現在、新収蔵品展を開催しております。この展示につきましては、6月20日までの会期となっております。また、その後の展覧会につきましては、今日の会議の最後に報告をさせていただきます。

説明は以上です。

【美術担当主幹(田島)】 途中休館を挟みまして再開いたしました五百城文哉展ですけれども、後期2週間の会期を実施いたしまして、6月の頭に水戸市立博物館に作品返却も無事終了しました。本日まで、くん蒸作業をしており、ガス抜きも終わりました、基本的な作業は全部終了しましたが、当館は空調設備の能力不足により夏場の開館が難しいということで、今回お手元に配らせていただきました「青梅信用金庫創立100周年記念」が始まる9月18日までは休館となりますので、ご承知おきいただきたいと思います。

あわせて、「青梅信用金庫創立100周年記念」チラシについてご説明します。通常でしたら展覧会の1カ月前にチラシができ上がって配布しているのですが、今回は青梅信用金庫さんが販促を兼ねて早めに配りたいということがありまして、通常より2カ月以上早く制作しております。当館は今申し上げましたように休館となっておりますので、配布は基本にお盆明けぐらいからの郵送となりますが、青梅信用金庫さんでは順次配ったり店頭に置かれたりしていますので、ご覧になることもあろうかと思っております。

「青梅信用金庫創立100周年記念」は特別展でして、入館料が大人800円、小・中学生が400円となります。

今年は、五百城文哉展が前年度実施できなくて今年度にずれた関係で、2本の特別展という非常に贅沢な年となっております。ただいまこの展覧会に向けて最終の詰めをしている状況であります。

以上です。

【教育長（岡田）】 裏面に文化勲章受章者などのたくさんの作品が掲載されていますので、ぜひご覧いただきたいと思います。

1 令和2年度就学相談実施結果について（学務課）

【教育長（岡田）】 それでは続きまして、教育長報告事項を説明させていただきます。

初めに、教育長報告事項1、令和2年度就学相談実施結果について、を説明いたします。

【学務課長（榎戸）】 それでは、令和2年度就学相談実施結果についてご報告申し上げます。

お手元の報告資料1にもとづきご説明申し上げますので、そちらをご覧ください。

初めに、一番上の行、就学相談件数と就学支援委員会開催回数でございます。令和2年度の就学相談件数は全体で303件でございました。前年度（令和元年度）が320件でございましたので、17件の減となっております。また、就学支援委員会開催回数は39回で、前年度は34回でございましたので5回の増となったところでございます。

次にその下に記載の表1 就学先結果でございます。検討結果にもとづく就学先について記載したものでございます。

こちらの表は、一番左側の列の上から順に、小学校、中学校それぞれの区分ごとの状況と、色の濃い行が小・中学校それぞれの小計、その下の濃い行に、市内特別支援学級小計として、特別支援教室も含めた市内の合計数を、その下には都立5校の状況と、色の濃い行がそれら特別支援学校小計、続いて通常学級や市外に転居された方を入れ、最後に合計を記載したものでございます。

なお、区分の上から2行目、小学校・言語難聴（通級）*3につきましては、後ほど裏面の表3にてご説明申し上げます。

それでは、まず表面の中段より少し下の色の濃い行、市内特別支援学校小計をご覧ください。令和2年度の市内小・中学校全体が、新入学が161件、転学が98件、合計が259件でございました。

次に、表の右から3行目、令和2年度学級数の欄をご覧ください。令和2年度の学級数につきましては、小・中学校合わせまして54学級でございます。前年度は51学級でございましたので、3学級の増でございます。

次に、表の下から3行目、特別支援学校小計につきましては、都立羽村特別支援学校小学部から都立八王子盲学校小学部まで含めたものでございます。こちらは新入学が7件、転学が1件、合計8件でございます。

次に、通常学級・市外転居等でございますが、就学相談の結果、通常学級を選択されたり、市

外に転居された件数は、新入学が5件、転学が5件、合計10件でございました。

この内訳につきましては、裏面の表2 通常学級・市外転居等の内訳に記載してございますので、恐れ入りますが後ほどお目通しくださるようお願いいたします。

最後に表の一番下、合計でございます。今年度の就学先の結果につきましては、新入学が173件、転学が104件、合計277件でございました。この合計につきましては、資料の一番上にある就学相談件数から取り下げや次年度対応として持ち越しとなった件数を除き、最終的に就学支援委員会に諮った件数をまとめたものでございます。なお、令和2年度につきましては、取り下げが26件、次年度対応はなかったもので、これについては裏面の一番下の表に記載しております。

続きまして、資料裏面をご覧ください。上から2つ目の表3、河辺小学校ことばときこえの教室における協議分でございます。表1の小学校・言語難聴（通級）の内訳でございます。ことばときこえの教室につきましては、就学支援委員会で審議するのではなく、河辺小学校において入級検討会議を開催し決定することとなっており、別の扱いとしております。令和2年度につきましては、相談件数が45件ありまして、入級となったのは29件でした。この相談件数と入級件数の差ではありますが、例えば言語障害としてご相談いただいたお子さまが、実は言語の障害は情緒面からくるものが主な原因と考えられ、そちらでの指導となったことから入級に至らなかったケースなどがあることから、相談と入級に差が生ずるものでございます。

学級数につきましては、その下の枠に記載のとおり、言語障害通級指導学級が3学級、難聴通級指導学級が1学級で、こちらは令和元年度と同様でございました。

報告は以上でございます。

【教育長（岡田）】 説明は終わりました。ただいまの説明に対して何かご質問、ご意見等ございますか。

【委員（稲葉）】 特別支援教室に通っている子が、ある一定の授業だけ特別支援教室に通っていて、その特別支援教室でだんだん力をつけて通常学級へ戻っている子もいるかと思うのですが、その数は把握できているのでしょうか。

【教育長（岡田）】 特別支援教室に通っていたけれども、状態がよくなって、通常学級になったというケースがあるかどうかということです。

【教育指導担当主幹（梶井）】 おっしゃるとおり、年度途中または年度変わりのところで退級・退室という手続をとって、通常の学級で授業を受けるようになるというお子さんはいらっしゃいます。特別支援教室に通わなくなったということです。

【委員（稲葉）】 できたら特別支援教室を利用して通常学級に復帰できているというのを数値で出すと、特別支援教室を置いた効果が数値であられるし、親御さんたちもそこをずっと利用するのでなくて、少し期間が経てば通常学級で大丈夫ということで気軽に利用できるのではないかなと思いました。

【委員（大野）】 特別支援教室に通い始めた子が、通常学級から通い続けているのではなくて、

例えば特別支援教室に1年間通ったら、自分の課題が解決してきたので翌年度からはもう行く必要がなくなったと。そういう子がどれくらいいて、1年間こういうふうに指導を受けたらけっこう自分の課題が解決できるようになると。そういうのを数値で出してもらおうと、気軽に、翌年から特別支援教室に行かせてみようかなと保護者が思うようになるのではないかと、そういうことですよ。

【委員（稲葉）】 そういうことです。

【委員（大野）】 評価を出したらどうかということでしょうね。

【学務課長（榎戸）】 今お話しいただいた数値についてですが、令和2年度の数値は持ち合わせていないのですが、報告資料1に記載の表につきまして、通常学級に戻れた児童・生徒を数値としてあらわせるような工夫をしてみたいと思います。

【委員（稲葉）】 ありがとうございます。自信を持って通常学級に戻れている子に会いますので、よかったなと思っております。

【教育長（岡田）】 ほかに本件についてはよろしいでしょうか。

2 第17回青梅市小・中学生の主張大会開催要項について（教育指導担当）

【教育長（岡田）】 次に、教育長報告事項2、第17回青梅市小・中学生の主張大会開催要項について、を説明いたします。

【教育指導担当主幹（梶井）】 それでは、報告資料の2をご覧ください。第17回青梅市小・中学生の主張大会開催要項でございます。

趣旨につきましては、記載のとおり、青梅市内の小・中学生が、将来の夢や生き方、身近な生活や社会に対する考え方、郷土への思いなどについて自分の考えや思いを発表し、自立心をはぐくむ貴重な機会とするものでございます。

4の開催日時をご覧ください。令和3年12月4日（土）午後1時30分から4時までを予定しております。

場所は、ネッツたまぐーセンター（青梅市文化交流センター）でございます。

7の応募資格でございますが、市内在住の小学校5・6年生、中学校1・2・3年生です。

出場者の決定につきましては、応募者の名から、審査によって小学校5・6年生から6名、中学校1・2・3年生から10名を選出するものでございます。

発表方法については、小学生については3分程度、中学生については5分程度としております。

審査および表彰については、記載のとおりです。

裏面11に記載の実施方法ですが、(1)としまして青梅市民、地域の方、学校関係者、発表者の保護者等、観客を入れての実施を予定しております。

また、(2)としましてこの主張大会の様子をYouTube等で限定配信し、来ることのできなかった学校および学校関係者の皆様等にも配信したいというふうに考えております。

12としまして、主張大会の発表文集を作成し、配布する予定でございます。

報告は以上でございます。

【教育長（岡田）】 説明は終わりました。ただいまの説明に対して何かご質問、ご意見等ございますか。

特段例年と変更ないですが、YouTube 配信が新しくなったということですね。

【委員（榎本）】 YouTube 配信とてもいいと思うのですが、これが開催されるころには一人一人のタブレット配付はもう終わっている状況になるのでしょうか。

【教育指導担当主幹（梶井）】 一人一台の端末は、学校にもう設置されております。

【委員（榎本）】 それだと、安全な閲覧ができるかなと思い確認しました。

【教育長（岡田）】 ほかにはよろしいですか。

3 第17回青梅市小・中学生の主張大会実行委員会設置要項について（教育指導担当）

【教育長（岡田）】 次に、教育長報告事項3、第17回青梅市小・中学生の主張大会実行委員会設置要項について、を説明いたします。

【教育指導担当主幹（梶井）】 それでは、報告資料3をご覧ください。先ほどの主張大会を実施するにあたり、企画・運営等に関するものを設置する実行委員会で進めていきます。

趣旨等につきましても、記載のとおりでございます。

第1回が7月7日に開催の予定でございまして、今すでに12名の方にご案内させていただいているところです。

こちらについても、基本的には例年どおりということで進めさせていただく予定でございます。

報告は以上です。

【教育長（岡田）】 説明は終わりました。ただいまの説明に対して何かご質問、ご意見等ございますか。

よろしいでしょうか。

4 令和3年度青梅市教育委員会伝統文化奨励表彰実施要項について（教育指導担当）

【教育長（岡田）】 次に、教育長報告事項4、令和3年度青梅市教育委員会伝統文化奨励表彰実施要項について、を説明いたします。

【教育指導担当主幹（梶井）】 それでは、報告資料の4でございます。青梅市教育委員会伝統文化奨励表彰実施要項でございます。

1の目的としましては、青梅市における伝統文化の継承、発展および児童・生徒の郷土愛の育成に資するため、伝統芸能を継承している児童・生徒を表彰することについて必要な事項を定めることを目的としております。

伝統文化につきましては、2に記載されておりますとおり、青梅市内において市民によって伝承されている芸能をいいます。

表彰の対象となりますのは、青梅市在住または在学の小学校児童および中学校生徒としております。

4の表彰基準につきましては、記載のとおりでございます。

また、6の表彰の時期でございますが、表彰は原則として年1回でありまして、裏面になりますけれども、その決定につきましては、委員会で決定するものとなっております。

その審査会の構成につきましては、10に記載されておりますとおりでございます。

また、4-(2)の表彰の実施要領、4-(3)につきましては、表彰を12月4日(土)主張大会の日にネッツたまぐーセンターで予定をしておりますので、ご確認いただければというふうに思います。

なお、1点修正がございます。4-(3)の9募集期間、令和3年7月1日(金)となっておりますが、木曜日の間違いでございますので、修正をお願いいたします。

各学校は、別紙様式の推薦書をもって推薦をしていただくようになりますので、ご確認ください。

報告は以上でございます。

【教育長(岡田)】 説明は終わりました。ただいまの説明に対して何かご質問、ご意見等ございますか。

【委員(稲葉)】 主張大会をYouTubeで発信していただくのに続いて、子どもたちがどんな伝統文化について活動しているかということもYouTubeでも発信していただくと嬉しいなと思いますが、いかがでしょうか。

【教育指導担当主幹(梶井)】 検討させていただきます。

【教育長(岡田)】 表彰式が12月だと、実際の伝統行事は5月であったり夏であったり四季折々の伝統行事があるので、ストックしておかなければなりませんね。

【委員(稲葉)】 子どもたちが、伝統文化としての活動を練習風景でも見ることによって、好きとか、やってみたいというスイッチになればいいなと思います。大人たちもなかなか見ることがなく、知らない方も多いと思うので、撮影は大変ですが、映像で発信していただくといいのかなと思いました。

【教育長(岡田)】 表彰式で衣装とか着てもらっているけど、実際に踊ったり、演じたりというところですね。

【教育指導担当主幹(梶井)】 団体等の許可も必要かと思っておりますので、それも含めて検討したいと思っております。

【教育長(岡田)】 今年は一人一人タブレットを持っているので、被表彰者になったら自分で撮るとか、家族とか友達同士で撮り合って、それを編集して出してもらおうとか。今までと環境が違いますので、いろいろ工夫できるかもしれません。ぜひ検討をお願いいたします。

ほかにはよろしいでしょうか。

5 第18回おうめ子ども俳句コンテスト実施要領について（社会教育課）

【教育長（岡田）】 次に、教育長報告事項5、第18回おうめ子ども俳句コンテスト実施要領について、を説明いたします。

【社会教育課長（和田）】 それでは、第18回おうめ子ども俳句コンテスト実施要領につきまして説明いたします。

まず、1の目的といたしまして、子どもたちが、日本の伝統文化であり、世界最小の詩形とも呼ばれる「俳句」に触れ、親しみながら学習する機会を提供することを目的としております。

4の応募資格でございますが、市内在住の小・中学生としております。

5の周知方法につきましては、令和3年7月1日号の広報おうめに募集記事を掲載するとともに、市内小・中学校、各市民センター、中央図書館、文化交流センターにポスター、応募用紙および応募箱、学童保育所にポスターを設置する予定です。

6の応募方法といたしましては、所定の応募用紙に学校名、学年、氏名および俳句作品を1枚につき1句記入し、応募箱へ投函することとしております。応募箱は募集期間終了後に社会教育課にて回収する予定でございます。

8の募集期間ですが、令和3年7月1日（木）から令和3年9月15日（水）までとしております。

10の各賞でございますが、(1)の審査員特別賞につきましては、小学生の部、中学生の部各1名の計2名といたします。(2)の教育委員会賞につきましては、小学生の部、6学年ありますので6名、中学生の部、3学年ありますので3名の合計9名といたします。(3)の入選につきましては、小・中学生の部各学年2名の計18名。合計で29名を選定したいと考えております。

11の発表につきましては、青梅市教育委員会ホームページおよびネッツたまぐーセンター1階展示交流スペースを活用したいと考えております。

12の表彰式につきましては、日時は令和3年12月4日（土）午前10時30分を予定しております。場所は市役所2階の会議室を予定しております。

説明は以上でございます。

【教育長（岡田）】 説明は終わりました。ただいまの説明に対して何かご質問、ご意見等ございますか。

よろしいでしょうか。

6 令和3年度青梅市芸術文化奨励賞表彰の実施について（社会教育課）

【教育長（岡田）】 次に、教育長報告事項6、令和3年度青梅市芸術文化奨励賞表彰の実施について、を説明いたします。

【社会教育課長（和田）】 続きまして、令和3年度青梅市芸術文化奨励賞表彰実施要領につきまして説明いたします。

まず、1の趣旨でございますが、青梅市における芸術文化の振興と豊かな情操の育成に資するため、芸術文化活動に優秀な業績をあげた市民を表彰するとしております。

4の表彰日時でございますが、令和3年12月4日（土）としております。

会場につきましては、5に記載のとおりとなっております。

6の対象につきましては、市民、青梅市内の小学校および中学校としております。

7の該当期間でございますが、令和2年9月2日から令和3年9月1日までとしております。

9の募集方法でございますが、広報おうめに掲載し、事前に市内小・中学校長、社会教育委員および青梅市文化団体連盟等を通じて募集をする予定です。

10の募集期間でございますが、令和3年9月1日（水）から令和3年9月13日（月）までとしております。

11の被表彰者の決定ですが、被推薦者の中から、10月開催の社会教育委員会議で表彰が適当と認められたものについて、11月開催の教育委員会の承認後に市長決裁に付して決定する予定でございます。

説明は以上となります。

【教育長（岡田）】 説明は終わりました。ただいまの説明に対して何かご質問、ご意見等ございますか。

よろしいですね。

7 諸報告

(1) 委員会等会議録

ア 青梅市図書館運営協議会会議録（社会教育課）

(2) 事業等の実施予定について

ア 生涯学習事業実施予定について（社会教育課・文化課）

(3) 事業等の実施結果について

ア 生涯学習事業実施結果について（社会教育課）

【教育長（岡田）】 次に、教育長報告事項7、諸報告ですが、あらかじめ委員の皆様には事前に目を通していただいておりますので、何かご質問、ご意見等ございましたらお願いいたします。

よろしいでしょうか。

教育長報告事項は以上で終了いたします。

日程第4 協議事項

1 東京2020大会における児童・生徒の競技観戦にかかる配券割当について（指導室）

【教育長（岡田）】 次に、協議事項に移ります。

協議事項1を議題といたします。東京2020大会における児童・生徒の競技観戦にかかる

配券割当について、を説明いたします。

【指導室長（手塚）】 それでは、東京2020大会における児童・生徒の競技観戦にかかる配券割当および観戦についてお伝えします。

オリンピック・パラリンピック競技大会が東京で行われ、これを観戦できることは児童・生徒にとってまたとないとても貴重な体験であります。しかしながら、東京2020大会が目前に迫っている中、現在その観戦の方法については東京都教育委員会よりもまだ示されていない現状であります。

東京都教育委員会では、観戦にあたっての説明会の動画の配信、観戦の手引き、会場別動画が6月中旬に配付される予定になっておりましたが、電話で確認したところ、一般の方の観戦方法が決まっていないことから、まだ配付できないとのことでした。

資料をご覧ください。こちらの資料は、新型コロナウイルス感染症が拡大する前に、各自治体に観戦についての希望調査に回答したもので、本大会が延期され再調査があった際にも同様の回答をしております。令和2年12月の段階では、本大会が実施されるためには新型コロナウイルス感染症が終息しているという前提で、市内の校長先生方はできるだけ多くの児童・生徒に観戦させたいという意図があり、資料にあるとおりの予定となっております。

観戦の一番早い学校は7月24日（土）第二小学校で、会場が国立代々木競技場、競技はハンドボールになります。9月4日までの都教育委員会が指定した競技を観戦する予定となっております。

観戦にあたっては、方向等が示されていない中、自治体ごとに判断することになれば、短期間での実施方法および保護者等への周知をすることとなります。そこで、実際に児童・生徒を引率する学校を代表しまして校長先生から意見を聞いたところ、やはり公共の交通機関を使って会場に行くのは、新型コロナウイルス感染症対策および暑さ対策としても難しいのではないかというような声が聞かれました。

本日は、教育委員の皆様にも、まずは観戦が実施になった際の方法等について、何かを決定するというのではなく、委員の皆様から本大会へのご意見を頂戴したく、ご協議よろしくお願いたします。

以上です。

【教育長（岡田）】 本件ですが、まだ国も東京都も大会組織委員会も、開催するかしないか、した場合の観客がありかどうかとも全く発表されていません。まず今月20日までの緊急事態宣言の解除が行われた後、来週以降、開催の有無、観客数の上限決定などを経て、本件について東京都から通知があると思っています。

また、今お手元の協議資料1は、新型コロナウイルス感染症のない時期に策定されて計画されたものですので、実現性があるとは全く思っておりません。

本日は、まず各委員さんから東京2020オリンピック・パラリンピックについてのご意見を頂戴できればと考えております。青梅の子どもたちがどういう条件であれば観戦できるか。コロ

ナ禍において観戦に行くことは難しいのではないかと、等、ご意見ください。

今回協議は保留とさせていただきます、また何らかの進展があった段階で臨時の教育委員会を開催して協議したいと思っております。

では、私からお話ししましょう。昭和39年（1964年）オリンピックのときに小学校5年生で、開会式からずっとテレビ観戦をしておりました。6年生は何の競技か覚えておりませんが、実際に観戦に行っていて、5年生は家で見ていただけだったという記憶があります。姉は、中学生と高校生でしたので2人とも実際に学校で行っていて羨ましいなと思いました。青梅の子どもたちにも、オリンピックないしパラリンピックの観戦が可能であれば、行かせてあげたいなという思いがありますけれど、このコロナ禍での観戦については、疑問を持っているところです。

個人的には、会場内は人数制限することでよいとたとえなっても、往復の手段が公共交通機関であればかなり厳しいかなと思っているところです。

では、委員の皆さんお願いいたします。

【委員（大野）】 やはり体も心も鍛えてきた人を直接見るというのは、すばらしい感動を生みますよね。サッカーの試合を見にいても、プロ野球などを見にいても、やはり私たち素人から見るとだいぶ違います。ぜひ行かせたいという気持ちがあるのは、皆さんと同じです。

まず1つ目ですけど、コロナ禍の中でオリンピック・パラリンピック観戦への不安というものがありますが、そのことについて保護者、PTAに考えを聞いてほしいと思います。それから、子どもたちが感じている不安をアンケート調査して、その不安を払拭できるようになったら行きましようということになるかもしれないし、またはそれがクリアできないから行くのは難しいねという話になるかもしれません。主人公は子どもですから、子どもと保護者の考えも聞いていただきたいと考えます。

2つ目、コロナ感染防止のための対策ですが、バスで来ていいよとはならないと思います。公共交通機関で来てくれということが初めから言われていますので、行くならば電車でしょうけれども、電車内や観戦席でのマナーについて、きちんとマニュアルをつくって子どもたちに指導できるようにしていただきたいと思います。

3つ目は、コロナ感染防止のための先生たちのアルコール消毒等も含めたマニュアル等も揃える必要があると思います。

4つ目として、どこかで昼食をとると思いますので、炎天下で食べさせたり、室内で密集して食べさせることがないように、会場をよく調べたり、東京都の方針などを聞きながら明らかにして、安心ですよというふうにする必要があると思います。

5つ目として、熱中症対策です。今回予定されている児童・生徒の観戦予定会場を見ますと、やはり屋外が多いですね。屋外ですと熱中症のリスクがあるので、それを考えたときに看護師さんをつけた方がいいと思います。看護師さん不足という今の状況では難しいかもしれませんが、やはりそういうことも検討する必要があるだろうと思います。

あと、教育委員会が最終的には行くか行かないかの判断を下すことになるでしょうが、青梅市

内の小・中学校には在校生数などによりかなり差があります。市全体で足並みを揃えるのか、または条件をつけて、行ける学校は無理しないようにしながら、行きたいという学校は行かせるのかというようなことも、前もって検討しておく必要があるのではないかなというふうに考えます。

以上です。

【教育長（岡田）】 回答については今日お話しできることとできないこととあると思いますけれども、まずは聞き置くということにしておきます。ほかの委員さんのご発言を続けてお聞かせいただきます。

【委員（稲葉）】 私もワクチン2回済んでも不安は抱えていますので、ここ1年半、電車に乗っておりません。昨日のニュースを見て子どもは、1万人も入るのかとすごくびっくりしていました。大野委員もおっしゃったとおり子どもと保護者にまず聞いてみる。

それから、本当に万全なる安全確認というのが科学的にきちんとできないのであるならば、違った形でオリンピックを楽しむ方法を考えていいのではないかなと思っています。

私は中学生のころがちょうど昭和39年のオリンピックだったので、そのときに私の郷里では、小・中学校に全部テレビをつけました。各クラスに一つずつ。何十年前の話ですので、画期的なことです。それでクラス全員でオリンピックを観戦しました。それがすごく印象的でした。家族と観るオリンピックの楽しさと、クラスメートと一緒に楽しむオリンピックの楽しさ。東京へは行けないけれど地方で先生がどれだけ楽しんで子どもたちにオリンピックの良さということを伝えてくださったか、すごく思い出に残っているオリンピックです。もし行けなくなったとしても、違った意味でいろいろ楽しむ方法、それからオリンピックを体感する方法があるのではないかなと思っています。

多摩地区はとにかく、距離がありますので、通勤の電車での人込みは免れないだろうと思うので、そこが一番怖いかなと思います。相当の段取りをしていかないと、現地までの行き帰りが大変でお昼も場所確保で先生方が疲労してしまわないかなと心配です。先生方のワクチン接種が全部終わってれば、少しは変わってくるかなと思いますが、今のところは、国や都の方針が決まらない中だと、何とも言えない状況です。

以上です。

【委員（榎本）】 プロ野球を観にいったときに、その場での興奮というか気分の高まりというのは、そこに行かないとわからないものがあるので、スポーツ観戦というのはすごく意義があるとは思っています。ただし、この時期にやるということについては、よく考えなくてはいけないかなと思います。

今、オリンピックだけ特別扱いされていることに、皆さん違和感を覚えているのではないのでしょうか。ほかのリスクを伴う行事、教育に役立つような行事は中止しているのに、オリンピックだけいいのは納得いかない保護者もおられると思います。そのあたりを納得させていく必要はあるのかなと思います。もし観戦に行くのであれば、青梅市教育委員会として観戦に行く意義をはっきりとさせる必要があるのではないかなと思います。

観戦する場合、全員で行くのか、もしくは希望者を募るのか。そのあたりも決めなくてはいけないと思います。もし希望者だけということなら、文書なりではっきりさせていく必要があるのかなと思います。例えば希望者だけ行くとする場合、子ども同士の関係もあるので、親としてはしぶしぶ承知するというところもあると思いますが、それが後々トラブルになることもあると思います。

観戦に行く場合、バス、電車それぞれで行くと思うのですが、そこは公共機関での注意を払っていかなくてはいけないと思います。貸切りバスで行くのであれば、密を避けた座席の配置や車内での飲食の有無等を考えなくてはいけないと思います。会場では会場のルールがあると思いますので、それに従っていただく。

ただ、観戦していると気分も高まるとは思いますし、歓声をあげたい、みんなとハイタッチしたいということもあるかと思うのですが、今回はそれらができないと思いますので、それを抑えてまで観戦に行く意味というのが果たしてあるのかということ、強く感じています。

以上です。

【委員（百合）】 私は親としては、滅多にないことなので、国や都が観客を入れての観戦を許可するのであれば、行かせてあげたいと思います。ただ、先ほど大野委員のお話にありましたように、子どもを参加させたいかという意識調査は必要かと思いますが、そこに先生方の意見も聞いてみたいと思います。なので、子ども、親、先生の意識調査をして、それでも行きたい、連れて行ってあげたいと思っているなら、観戦をさせてあげたいと思います。

以上です。

【教育長（岡田）】 私は、逆に子どもたちへ「行きますか、行きませんか」といった調査をする際に、「行きたい」が「行ける」と思わせるようなこととなると、中止した場合にかわいそうですので、もう少し様子を見るべきだと思います。個人的には、実施することは困難だなと思います。熱中症も考えられます。今日は梅雨空ですが、梅雨が明ければ30度を超えてきますし、その中で行くことは不可能かなと思うところです。

大会は、オリンピックが7月から8月、その後8月中旬から9月にかけてパラリンピックという2つあります。あとは8月のお盆を過ぎて、そのときの感染状況も小康状態が続き、かつ予防接種もかなり広がってきた中で、交通手段についても対策を講じて、お昼も安全安心な対策とか、いろいろ条件が整った中で行けるかどうか。また今月中に東京都教育委員会から具体的な案が示されるし、行かない場合はキャンセルの手続をしなければいけませんので、そこまで待った上で、パラリンピックに行けるかどうかというときに子どもたちのアンケートをとると。それでも行きたいか、あるいは学校でのテレビ中継で今回は我慢させていくかなどをまたお話をしたいと思います。やめてしまうという結論を出すのは簡単ですけど、もう少し待った上でもう一度協議したいと思います。そういう形でよろしいでしょうか。

今日のところは、それぞれの今のお気持ちをお話しいただいたということで留めておきまして、今後東京都教育委員会の動きがあった段階でまたご相談させていただきたいと思います。

それでは、これは保留という形といたします。

日程第5 議案審議

議案第6号 青梅市教育委員会いじめ問題対策委員会委員の委嘱について

【教育長（岡田）】 次に、議案審議に移ります。

議案第6号を議題といたします。青梅市教育委員会いじめ問題対策委員会委員の委嘱について、を説明いたします。

【教育指導担当主幹（梶井）】 それでは、議案第6号 青梅市教育委員会いじめ問題対策委員会委員の委嘱について、でございます。

こちらは、青梅市いじめの防止に関する条例第12条の規定にもとづき、別紙の委員を委嘱するものでございます。

おめくりいただきました名簿の改選後でございますが、心理の方1名が変更しておりますが、それ以外はそれぞれの選出区分から変更ありません。

再任については任期満了に伴い、また新任については前任者の退任に伴い、新たに委嘱しようとするものでございます。

よろしくご審議の上、ご決定賜りますようお願いいたします。

【教育長（岡田）】 説明は終わりました。ただいまの説明に対して何かご質問、ご意見等ございますか。

【委員（榎本）】 今度、福祉の方が減って心理の方が増えたというのは何か意味があるのですか。

【教育指導担当主幹（梶井）】 やはりいじめ問題に関しましては、児童・生徒の心の部分にかなり大きく関わるがありまして、さらに一般社団法人東京公認心理士協会から心理士の方をご推薦いただきまして、子どもの心に寄り添った対応ができるようにということで変更したものでございます。

【教育長（岡田）】 ほかにはよろしいでしょうか。

それでは、これより採決いたします。

本件を、原案どおり決することにご異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

【教育長（岡田）】 異議なしと認めます。よって、議案第6号 青梅市教育委員会いじめ問題対策委員会委員の委嘱について、は原案どおり可決されました。

議案第7号 青梅市図書館運営協議会委員の委嘱について

【教育長（岡田）】 次に、議案第7号を議題といたします。青梅市図書館運営協議会委員の委嘱

について、を説明いたします。

【社会教育課長(和田)】 それでは、議案第7号 青梅市図書館運営協議会委員の委嘱について、を説明させていただきます。

その前に、事前に配付させていただいておりました議案第7号につきましては、一部誤りがございましたので、机上に新たに配付をさせていただいているところがございます。そちらが正しい方ですので差し替えをお願いいたします。大変申しわけございませんでした。

それでは、議案第7号についてご説明いたします。

本議案は、青梅市図書館条例第20条の規定にもとづきまして、学校教育関係者として青梅市小学校長会から選出されておりました委員の退任に伴い、議案のとおり実森浩明氏を青梅市図書館運営協議会委員に委嘱しようとするものでございます。

議案第7号に添付させていただいております2枚目の青梅市図書館運営協議会委員名簿をご覧ください。左側に記載の山崎委員にかわり、右側に記載の実森委員を新たに委嘱しようとするものでございます。

恐れ入りますが、議案第7号にお戻りいただきます。

実森委員の任期につきましては、令和3年6月17日から前任者の残任期間の令和3年9月30日までであります。

以上でございます。

よろしくご審議の上、ご決定賜りますようお願い申し上げます。

【教育長(岡田)】 説明は終わりました。ただいまの説明に対して何かご質問、ご意見等ございますか。

よろしいでしょうか。

それでは、これより採決いたします。

本件を、原案どおり決することにご異議ございませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

【教育長(岡田)】 異議なしと認めます。よって、議案第7号 青梅市図書館運営協議会委員の委嘱について、は原案どおり可決されました。

再 日程第3 教育長報告事項

8 青梅市教育委員会事務委任規則第3条にもとづく専決処分の報告について(指導室)

【教育長(岡田)】 次に、教育長報告事項8、青梅市教育委員会事務委任規則第3条にもとづく専決処分の報告について、を議題といたします。

本件は、青梅市立小・中学校教員の人事異動の決定に関し、青梅市教育委員会事務委任規則第3条の規定にもとづき、教育長の臨時代理をもって専決処分とした事案の報告であります。

本件は、人事案件であることから、地方教育行政の組織及び運営に関する法律第14条第7項および同条第8項の規定にもとづき、非公開としたいと思いますが、ご異議ございませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

【教育長(岡田)】 異議なしと認めます。よって、出席委員の3分の2以上の多数で議決しましたので、非公開とすることに決定いたしました。

ここで、関係する職員以外の方の退席を求めます。

[退 席]

【非公開】

【教育長(岡田)】 ここから会議を公開といたします。

【公開】

【教育長(岡田)】 以上で、予定された案件についてはすべて終了いたしました。その他何かありますか。

【学務課長(榎戸)】 机上のチラシをご説明させていただきます。子どもIT未来塾のご案内でございます。

こちらは昨年度、コロナの関係で開催できなかったのですが、今年度につきましては、回数、人数を縮小して開催する予定ということで、6月10日から7月20日の間で、今募集をしているところでございます。

裏面に細かい日程を記載していますが、三週にかけて土曜日、日曜日の計6回ということで予定しております。

こちらの事業につきましては、青梅市と羽村市、佐藤財団共催ということで、今年も同じような体制でやっていくように予定しております。

報告は以上でございます。

【教育長(岡田)】 ほかにございますか。

【社会教育課長(和田)】 前回の定例会におきまして稲葉委員から、放課後子ども教室「夕やけランド」についてのご意見をいただきましたので、現在の実施状況についてご説明いたします。

5月31日までは夕やけランドにつきましては中止としておりましたが、その後、各学校の校長と副校長、各学校のコーディネータ、事務局とで、16校それぞれ会議を開きまして、この6月1日から20日までの間、何か工夫してできないかということで検討いたしました。その結果、緊急事態宣言ですので、学校の方からまだ差し控えたいという意見もございまして、16校のうちの6校につきましては、例えば1年・3年・5年を今週実施し、次の週は2年・4年・6年ということで1回の参加人数を減らして、実施をしている状況でございます。

夕やけランドについての説明は以上です。

もう一点、本年度4月の定例会で報告をさせていただきました青梅市文化交流センター内の

カフェ事業者が決定いたしましたので、ご報告させていただきます。

5月13日にプレゼンテーションを行いまして、その後、1団体決定いたしました。事業者名は「耕合同会社」でございます。いろいろなアイデアをもって臨みたいというプレゼンテーションを受け決定いたしましたので、ご報告いたします。

このことにつきましては、7月1日の生涯学習日より、ホームページ、広報等で周知をしてみたいと思います。

以上でございます。

【教育長（岡田）】 営業開始はいつからの予定ですか。

【社会教育課長（和田）】 7月1日を予定しておりますが、若干早まるかもしれません。

【教育長（岡田）】 稲葉委員、よろしいですか。

【委員（稲葉）】 はい、ありがとうございました。

【教育長（岡田）】 ほかにございますか。

【文化課長（北村）】 お手元に配付のチラシをご覧ください。郷土博物館では7月3日から9月5日まで、青梅市市制施行70周年記念展としまして、「ゆめうめちゃんに行くタイムトラベル（時間旅行）～青梅市誕生のひみつ～」を開催いたします。この展覧会につきましては、青梅市が昭和26年に市制が施行されてから今年で70周年を記念して開催される展覧会でございます。青梅市の公式キャラクターであります「ゆめうめちゃん」がナビゲーターに導かれながら、市制が誕生した昭和20年代にタイムスリップした設定で、初代市長の使っていた机や市の合併に関する資料等を展示しまして、青梅市制の成り立ちについて紹介する展示となっております。

チラシの裏面には、主な展示資料等を紹介しております。内容的には、夏休み期間中ということもありまして、小・中学生にも楽しんでいただくようなわかりやすい内容を目指しております。

また展示が始まりましたら、ぜひご来館いただけたらと思います。

もう一点、資料はございませんが、吉川英治記念館につきましても、7月10日から「吉川英治と市所蔵直筆資料展」としまして、人気ゲームであります「文豪とアルケミスト」という、アニメにもなっていますけれども、コラボ展示を行います。こちらについても、夏休みを挟んで開催いたします。そのチラシができ次第、また教育委員の皆様にも配付させていただきますので、よろしく願いいたします。

以上です。

【教育長（岡田）】 放送のことは言わなくていいですか。

【文化課長（北村）】 テレビ朝日系列で「じゅん散歩」が平日の午前中放映されておりますが、今週は青梅市内の特集を組んでおりまして、その中で6月18日（金）に吉川英治記念館がお菓子屋さんの紅梅苑と一緒に放映される予定ですので、ぜひご覧いただきたいと思います。

【教育長（岡田）】 ほかによろしいでしょうか。

【教育長（岡田）】 それでは、今後の日程について教育総務課長から説明いたします。

【教育総務課長（芥川）】 最後にお手元の資料、今後の日程でございます。

まず学校訪問ですが、6月30日（水）第二小学校、7月7日（水）第五小学校、7月9日（金）今井小学校と第三中学校で予定しております。市役所に集合される場合は、8時40分に集合していただいて、現地ではそれぞれ午前9時10分から開始の予定です。終了時刻はそれぞれ違いますので、ご確認をお願いします。

次に、7月14日（水）第4回教育委員会定例会、午後1時30分から教育委員会会議室。その後引き続き、教育委員と小学校長との懇談会を午後4時ころから、テーマ「コロナ禍における教育活動の工夫（端末活用を含む）」ということで予定をしております。

今後の予定は以上です。

日程第6 教育長閉議および閉会宣言

【教育長（岡田）】 以上で本日の日程は終了しましたので、閉会といたします。お疲れさまでした。

午後3時05分 閉会

青梅市教育委員会会議規則第26条の規定により、ここに署名する。

青梅市教育委員会教育長

青梅市教育委員会委員